

再就職等監視委員会の活動状況

(令和5年度)

1. 再就職等監視委員会の概要

(1) 再就職等規制及び再就職等監視委員会について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭22法120。以下「国公法」という。）により、①他の役職員の離職後の営利企業等への就職のあつせん、②利害関係企業等に対する求職活動、③離職後における、かつて在職した機関の役職員に対する働きかけが原則禁止されている。（国公法第106条の2～第106条の4）

これらの再就職等規制については、国民の信頼に応えられる実効性のある監視体制を確立するため、内閣府に、独立して職権を行使する第三者機関として再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）が設置されている。

委員会は、国公法により内閣総理大臣の権限の委任を受けて、再就職等規制違反行為に関する調査及び承認等を行い、再就職等規制の遵守を図っている。

なお、行政執行法人の役員及び自衛隊員のうち一般定年等隊員（事務官等及び将官などをいう。以下同じ。）も、委員会の監視対象とされている。

(2) 再就職等監視委員会の委員長及び委員

委員会は、委員長及び委員4名をもって組織される。委員長及び委員は、人格が高潔で、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（任期3年）。

表 令和5年度の委員長及び委員

職名	氏名	就任状況	主な職歴
委員長(常勤)	井上 弘通	H30. 3. 21～R6. 3. 20	元大阪高等裁判所長官
委員(非常勤)	尾花 真理子	H27. 3. 21～R6. 3. 20	弁護士
委員(非常勤)	西村 美香	H30. 3. 21～R6. 3. 20	成蹊大学法学部教授
委員(非常勤)	橋爪 隆	R 3. 3. 21～R6. 3. 20	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	原田 久	R 3. 3. 21～R6. 3. 20	立教大学法学部教授

原田久委員 西村美香委員 井上弘通委員長 尾花真理子委員 橋爪隆委員



職名	氏名	就任状況	主な職歴(令和6年4月現在)
委員長(常勤)	若園 敦雄	R 6. 3. 21～	元東京家庭裁判所長
委員(非常勤)	西村 美香	H30. 3. 21～	成蹊大学法学部教授
委員(非常勤)	橋爪 隆	R 3. 3. 21～	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	原田 久	R 3. 3. 21～	立教大学法学部長
委員(非常勤)	木野 綾子	R 6. 3. 21～	弁護士

木野綾子委員 原田久委員 若園敦雄委員長 西村美香委員 橋爪隆委員



③ 令和5年度の委員会の開催状況

委員会の会議は、平成24年3月に第1回の委員会が開催されてから、令和5年度末までに計194回開催されてきた。

令和5年度においては、オンライン会議システムを利用した参加方法も活用しつつ、計13回の委員会を開催し、各回において、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する再就職等監察官による調査結果などに関して議論が行われた。各委員からの主な指摘事項は以下のとおりである。

○制度の周知・理解促進について

- ・ 再就職等規制違反の発生を抑止していくためには、職員に対してはもちろん、再就職先となり得る各府省庁等の所管業界や所管団体に対しても、再就職等規制を周知し、その理解を求めることが有益であると思われる。
- ・ 規制に対する理解不足を原因とする違反が発生していることから、職員には、正確な理解を身に付けることが意図しない規制違反から自分自身を守る術となることを理解してもらうべきである。
- ・ 再就職等規制について理解しているはずの職員であっても規制違反を起こすことがあり、そのような事例の共有等を行うことで、職員が知識として規制を知っているという状態から、より具体的な理解へと高めていくことが重要である。
- ・ 再就職等規制は若手も含め適用される部分があるから、違反を防ぐためには、職員一人一人が再就職等規制を自分自身の問題として捉えることが重要である。

○違反を防止するための府省等における対応について

- ・ 職員が再就職等規制に違反するのを防止するためには、違反になるかもしれないと疑問が生じた場合に、上司との間でもその疑問を述べ合うことができる風通しの良い組織文化・慣行を醸成する必要がある。
- ・ 再就職等規制違反事案が発生すると、各府省庁において、再発防止のために、当該事案を紹介するなどして、制度の周知が図られているが、その際、単に紹介するのではなく、当該事案の発生原因との関係で、各職員がどのような行動をとればよかったのかも併せて示すなどの工夫を行うことが有用ではないか。
- ・ 調査の結果、再就職等規制違反と認められない事案であっても、将来の違反につながるかねない問題点が見受けられる場合には、各府省庁に対して、その旨を指摘し、職員に対する指導、その他必要な対応をするよう求めるべきである。

○違反を防止するための職員における対応について

- ・ 職員が、ハローワークや転職サイト等に求職者として登録する場合、その情報が利害関係企業等に伝わったときは、その時点で求職活動規制に違反する可能性がある

るので、転職サイト等を利用する前に、人事担当者を確認したり、転職エージェント等に対し、利害関係企業等には自身の情報を提供できない旨伝えたりするなど、規制に違反しないよう留意する必要がある。

- ・ 公営民営を問わず、一般の職業紹介事業では、求職者と求人企業等の利害関係の有無が事前に確認されるわけではない。そのため、職業紹介事業者から求人が紹介された場合に、当該紹介された企業等に対して求職活動することが再就職等規制の点から問題ないかは求職者において確認する必要があることに注意するよう、職員に引き続き周知していく必要がある。
- ・ 職員が在職中に退職の挨拶を行った際に、再就職の誘いを受ける場合がある。この場合に、挨拶先との間で利害関係があったときは、意図せず、求職活動規制に違反することがあり得る。そのため、在職中に退職挨拶をする場合には、求職活動規制に抵触しないように、自身の利害関係企業等の範囲を理解しておき、安易に返事をしないように注意することが重要である。また、挨拶に行く相手方が利害関係企業等であることが事前に確認できる場合には、当該利害関係企業等への退職の挨拶は退職後に行うようにすることも考えられる。

○規制・調査に関する運用に当たって注意すべき事項について

- ・ あっせん規制及び求職活動規制で禁止される行為の相手方である「当該営利企業等」については、特定の営利企業等を目指したあっせん又は求職だけでなく、不特定多数の営利企業等を想定したあっせん又は求職であっても、規制違反になり得る。これは基本的な点であって、繰り返し指摘したい。
- ・ 具体的な日時や態様などが特定できない場合でも、客観的証拠等の状況証拠から可能な限り特定した事実関係によって、規制違反の要件を満たすということができるときは、規制違反を認定するのが相当である。ただし、安易に違反認定することがないよう慎重に調査する必要がある。

(4) 委員会に置かれる組織

委員会には、再就職等規制違反行為の調査等を行う再就職等監察官（以下「監察官」という。）が置かれている。監察官には、その職務の公正性を担保する観点から、委員会の議決を経て、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を持たない者を任命することとされている（常勤の監察官2名、非常勤の監察官8名（令和6年3月31日現在））。

また、委員会の事務を処理するため、事務局が置かれている（定員15名（令和6年3月31日現在））。

2. 再就職等規制違反行為への対応

委員会では、国公法、独立行政法人通則法及び自衛隊法の規定に基づき、一般職の国家公務員、行政執行法人の役員及び防衛省の一般定年等隊員（以下「役職員等」と総称する。）の再就職等規制の遵守を図っている。これらの者について再就職等規制違反の疑いがある情報を得た場合には、内容を精査し必要な確認を行った上で、国公法等に基づき調査手続を開始することとなる。

(1) 再就職等規制違反行為に対する調査手続の概要

再就職等規制の違反が疑われる事案の事実解明のための調査や、規制に違反した役職員等に対する懲戒処分等の措置は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、原則として各府省等の任命権者が行うこととなるが、再就職等規制違反が疑われる事案の調査については、その客観性・公正性を確保するとともに事実の解明に向けた調査が十分に行われるよう、委員会が一定の関与をすることが国公法等に規定されている。

任命権者が役職員等又は役職員等であった者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、国公法等の規定に基づき、任命権者が委員会に報告を行った上で調査を実施することとなるが、調査が適切に行われるよう、委員会は、任命権者の行う調査に関与する。また、必要があると認めるときは、委員会が任命権者と共同で調査を行うことができる。さらに、任命権者が行う調査では調査の客観性・公正性を確保できないことが明らかであるなど、特に必要があると認めるときは、委員会が自ら調査を行うことができることとされている。

(2) 再就職情報の精査

一般職の国家公務員の再就職については、その透明性を確保するため、国公法第 106 条の 24 等の規定に基づき、①役職員が在職中に再就職の約束をした場合、②管理職職員であった者が離職後 2 年間に独立行政法人等の役員に再就職しようとする場合、③管理職職員であった者が離職後 2 年間に②以外の営利企業及び営利企業以外の法人に再就職した場合、役職員又は元役職員は、①については任命権者に、②及び③については内閣総理大臣に届出を行わなければならないこととされている。この際、①の任命権者に対する届出のうち、管理職職員が届け出たものについては、任命権者が内閣総理大臣に速やかに届出に係る事項を通知することとされている。

管理職職員の再就職情報については、国公法第 106 条の 25 に基づいて、内閣において一元管理され、四半期ごとにその内容が取りまとめられて公表されている。委員会では、当該事務を担当する内閣人事局に対し再就職届出情報のデータの提出を求め、提出を受けた全ての再就職案件（令和 5 年度の提供数は約 1,800 件）について、再就職の経緯等の確認を行っている。その上で、必要に応じて、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して予備的な調査を自ら実施し、又は任命権者に行わせ、その結果、再就職等規制に違反する行為が行われた疑いがある場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。行政執行法人の役員及び一般定年等隊員についても、同様の取扱いをすることとしている。

③ その他の監視活動

委員会では、新聞・雑誌等に載せられた記事など様々な情報から違反行為の疑いに関する情報を収集している。

また、委員会では、広く違反行為の疑いのある情報を収集するため、違反通報窓口を設置している。当該窓口に寄せられた情報については、必要な確認を行った上で、再就職等規制に係る違反行為の端緒となる情報と判断した場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

違反情報受付窓口

再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報収集のため、規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。秘密を厳守します。匿名でも構いません。
【電話】 0120-344954(フリーダイヤル)、03-6268-7660 から 7668、7681
【郵送】 内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官宛
〒100-0004 千代田区大手町一丁目 3 番 3 号
大手町合同庁舎 3 号館
【メールフォーム】 <https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html>

※内閣府再就職等監視委員会 HP (<https://www5.cao.go.jp/kanshi/>) に掲載

④ 再就職等規制違反事案等の概要

委員会の成立（平成 24 年 3 月）以降令和 5 年度末までの間において、28 事案の再就職等規制違反が認定されてきた。

このうち、令和 5 年度において再就職等規制違反が認定された事案は 3 件であり、その概要は以下のとおりである。

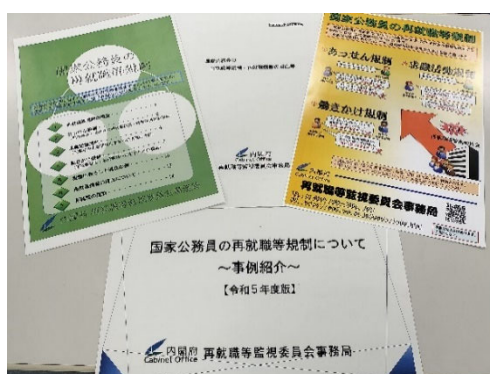
表 令和5年度における再就職等規制違反認定事案の概要等

違反行為	関係府省	事案概要
1 営利企業等からの要望等に応じ他の職員に関する情報を提供し、あっせんを行った事案（国公法第106条の2第1項違反）	公正取引委員会	元事務総長Aが、在職中の令和3年に、職員Bをその離職後に営利企業等である法人aの地位に就かせることを目的として、元職員で当該法人aの職員であったCに対し、元職員Dを介して、職員Bの情報（当該職業分野に行く気持ちがないわけではない旨）を提供したものを。 再就職等監視委員会及び公正取引委員会において事案の概要を公表した。
2 在職中に利害関係企業等に対し求職行為を行った事案（国公法第106条の3第1項違反）	厚生労働省	地方支分部局の元署長級職員が、在職中の令和3年度に、利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等の地位に就くことを目的として求職行為を行ったものを。 厚生労働省において事案の概要が公表された。
3 複数の営利企業等に対し、元隊員に関する情報提供等をし、あっせんを行った事案（自衛隊法第65条の2第1項違反）	防衛省	元隊員から再々就職の相談を受けた自衛隊地方協力本部長が、令和4年に元隊員を営利企業等の地位に就かせることを目的として、直接に、並びに複数の隊員及び部外の第三者を介して、複数の営利企業等に対し、元隊員の情報提供等を行ったものを。 違反者等に対し懲戒処分が行われるとともに、防衛省において事案の概要が公表された。

3. 再就職等規制に関する周知・広報活動

(1) 職員に対する周知・研修

委員会では、各府省の退職管理担当者に対し制度説明会を実施し、担当者自身の制度理解及び所属職員への制度周知の徹底を促すとともに、研修に活用できるパンフレット等の作成や各府省の一般職員を対象としたeラーニングの実施等により各府省等における制度周知・研修に対する支援を行っている。



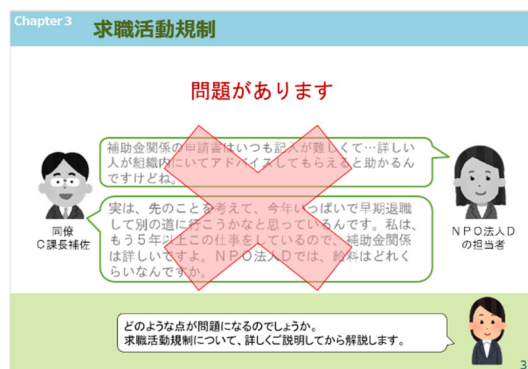
研修・広報資料

退職管理担当者等を対象とする制度説明会については、令和5年度においては、地方支分部局等の担当者の参加も呼びかけ、令和4年度に引き続き Web 会議方式において、本府省及び地方支分部局両方を対象として実施し、37 府省等 392 名の参加を得た。事例の紹介を希望する従前のアンケート結果を踏まえ、制度の概要はナレーション付説明資料で事前に学習を求めた上で、説明会においては事例紹介等を行う実践的なものとした結果、概ね好評であり、今後も事例紹介を希望する意見が多かった。

このほか、個別の開催要望を踏まえ、北海道、東北、関東、中部、中国地区の地方支分部局等退職管理担当者を対象とした説明会（Web 会議方式）を実施し、合計で 186 名の参加を得た。

これらの制度説明会に参加できなかった本府省及び地方支分部局等の退職管理担当者や、制度について知りたい一般の職員向けに令和4年度と同様、ナレーション付きの説明資料等を政府共通インフォメーションボードに掲載している。（令和6年3月末時点における説明資料等への総アクセス件数は約 2,700 件）

令和3年度から上記制度説明会に加えて実施している、一般の職員を対象とした再就職等規制に関する e ラーニングも、引き続き実施した。令和5年度は、40 府省等から 2 万 2821 名の受講者登録があり、このうち 2 万 875 名の者が受講を修了した。インターネット環境につながる端末が少ない府省においては、同一内容の資料を用いてオフラインでの研修を実施し、5691 名の者が受講を修了した。e ラーニング修了後の受講者アンケートによれば、研修を受講したことにより再就職等規制について「十分理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答をした者の割合が約 99%という結果になっている。オフラインでの研修のアンケート結果もほぼ同様であった。



e ラーニング画面

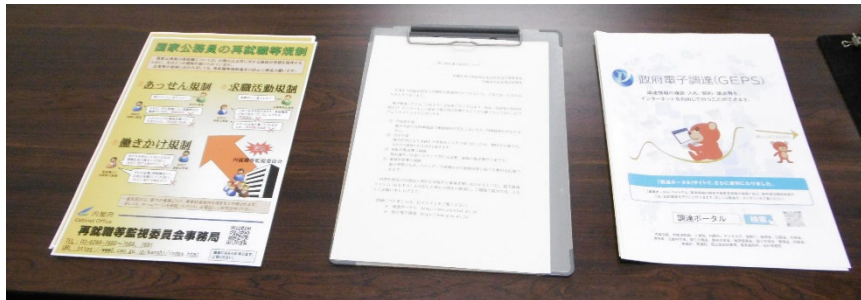
(2) 企業・団体等に対する周知・広報

再就職等規制に関しては、職員自身が規制遵守を徹底することは当然のことながら、再就職先となる営利企業等に対しても規制の内容を周知し理解を得ることが重要と考えられる。委員会では、再就職等規制について企業・団体等に対し理解を促すリーフレットを作成し、例年、全国の経済団体等を訪問するなどして、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼している。

令和5年度においても、令和4年度に引き続き、国家公務員の再就職が相対的に多いと考えられる比較的大規模な企業等を主たる会員とする経済団体・業界団体や、地方主要都市に所在する県単位の団体に重点を置いて訪問した。その結果、計14県の合計62団体に訪問・協力依頼をし、会員に対してリーフレットが配布されたり、会報誌、ウェブサイト、メールマガジン等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口を知らせる記事が掲載された。

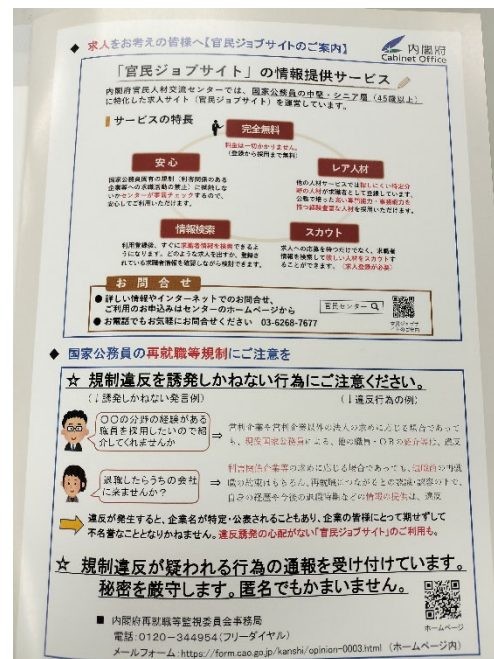
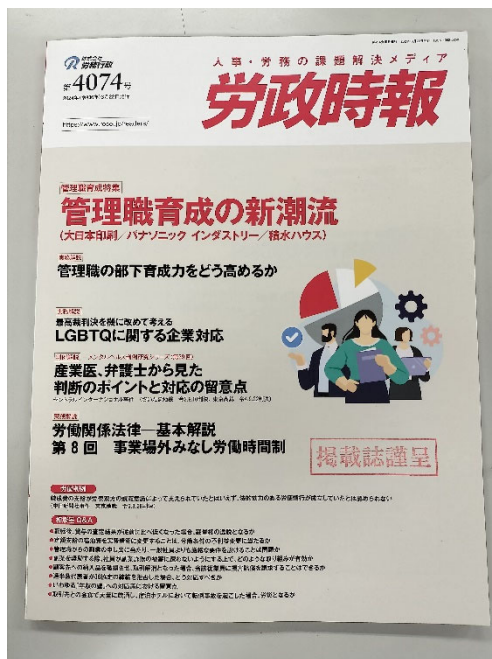
過去に訪問したが令和5年度に訪問機会がなかった経済団体に対しては、令和4年度よりも規模を拡大して文書で会員への周知を依頼したところ、複数の団体から協力を得ることができた。

また、令和4年度に契約等事務に係る違反事案が発生したことを踏まえ、各府省等の会計担当課に企業向けの再就職等規制に関するリーフレットの設置を依頼し、17府省庁等の53機関に合計8,400部を配布・設置した。日頃から出入りしている業者や入札説明を受けに来る業者等の目に付くようにし、契約関係という利害関係が発生しやすい場所での規制違反防止を図った。



内閣府入札室。左が当委員会のリーフレット。

これらのほか、企業・団体の人事・労務部門の多くが購読する関連情報誌に、官民人材交流センターと共同での広告掲載も行った。企業・団体からの発言で再就職等規制違反を誘発しかねないことや規制違反が発生した場合には企業側にもデメリットが生じかねないことを認識してもらうだけでなく、規制違反誘発の恐れがない「官民ジョブサイト」の利用を勧めることなどを合わせて盛り込んだ内容とした。



掲載誌と掲載記事

(3) 官民人材交流センターとの連携

国公法第 18 条の 5 において職員の離職に際しての離職後の就職の援助は内閣総理大臣の事務と位置付けられており、当該事務は、内閣府設置法第

40 条第 2 項及び国公法第 18 条の 7 に基づき内閣府に設立された官民人材交流センター（以下「センター」という。）に委任されている。センターの職員が職務として行う場合は再就職規制の例外とされており、センターにおいては、平成 31 年 1 月から、企業・団体等の求人情報や再就職を希望する職員の求職情報を収集し、相互に提供することで自主的な求職活動を支援する「求人・求職者情報提供事業」を実施しており、当該サービス利用のための専用ウェブサイトとして、求職者情報の登録や変更、求人への応募希望の連絡などの手続を、インターネット上で行うことができる「官民ジョブサイト」を運用している。

職員の適切な再就職を促進するためには、再就職規制の遵守状況を監視する委員会と適法な求職活動を支援するセンターが連携して周知・広報活動に取り組むことが効果的であることから、経済団体・業界団体等への制度周知・協力依頼を連携して行っている。令和 5 年度においては、前述の雑誌広告掲載を共同で行うなど、効果的な周知・広報活動を行っている。